

津市告示第66号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項第2号イの規定により、騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域を次のように指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

津市長 前 葉 泰 幸

環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)	
A	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

ただし、道路に面する地域の環境基準は上表によらず次表のとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から翌日午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考

- 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路とする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）。
 - (2) (1)の道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、車線数の区分に応じて道路端からの距離によることとし、以下のとおりとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル